

第5次長野県水環境保全総合計画素案の概要

基本事項

- 1 計画策定の趣旨（長野県の水環境の現状）**
- ①河川の水質基準(BOD)の達成率は9割以上で推移
 - ②湖沼の水質基準(COD)は5割前後で横ばい
 - ③地下水は一部に揮発性有機化合物や硝酸性窒素等による汚染が見られる
 - ④住民協働による水辺の外來植物駆除等水環境保全活動の実施
- 2 計画の性格**
- ①長野県水環境保全条例(平成4年条例第12号)第7条に基づく水環境の保全を図るための総合的な計画
 - ②長野県が目指す水環境保全の基本的方向や推進方向を明示
 - ③県民、事業者、行政が連携・協働して地域特性を生かしながら実施
- 3 計画期間** 平成25年度から平成29年度の5年間

第1編 長野県が目指す水環境

第1章 水環境保全の理念と環境の変化

- 1 水の重要性**
- 水は循環して、人の様々な活動に恩恵を賦与
 - 水資源の保全と適正な利活用との調和を図ることが必要
- 2 長野県の豊かな水環境とその保全**
- 本県の恵まれた水環境は県民共有の貴重な財産
 - 良好に保全し、次世代へ引き継ぐ責務
 - 本県は集水域の最上流に位置し、下流域への責務
- 3 長野県の水環境を取り巻く環境の変化(新たな課題)**
- 外国資本等による目的不明な森林買収・・・地下水への影響が懸念
 - 涵養機能の低下による地下水減少の懸念
 - 地下水利用企業の進出
 - 福島第一原子力発電所事故が原因の放射性物質による水質への不安

第2章 水環境保全の方針

- 1 水資源の保全と適正な利活用**
- 本県の地下水や河川水等豊富な水資源は水道水や県内の様々な産業に寄与
 - 水資源は県民共有の貴重な財産であり、次世代に継承していくことが必要
 - 実態を把握し、涵養機能を高めながら、水資源の保全と利活用との調和を図る
- 2 安心安全な水の保全**
- 河川は概ね良好な水質であるが、湖沼の水質改善は停滞傾向
 - 地下水は揮発性有機化合物や硝酸性窒素等による汚染が一部に散見
 - 面源対策、水辺環境の整備、汚染防止
 - 放射性物質による水道水の水質への不安や防災等水に関する危機管理対策
- 3 快適な水環境の保全**
- 水辺は水生生物生育の場、水質浄化・やすらぎ・ふれあいを与える機能
 - 人と水とのふれあいが希薄であり、関心を高めることが必要
 - 地域住民やNPO等と協働で外來植物駆除や清掃等の水辺環境保全活動が必要

第3章 水環境保全目標

- 1 水環境保全の共通目標(県全域及び地域別目標を設定)**
- 2 水量維持目標** 2河川
- 3 水質保全目標**
- 生活環境項目 6項目
 - 金属化合物 10項目
 - 揮発性有機塩素化合物 12項目
 - 農薬項目 51項目
 - その他項目 10項目
 - 水道水源ダム湖 9ダム湖、5項目

第2編・第3編 長野県における水環境の現状と課題及び施策の展開

方針	現状と課題 及び	施策の展開
第1章 水資源と適正な利活用	第1節 地下水賦存量、利用量の把握	1 地下水賦存量の把握 ■ 地下水位の変動状況・地下水賦存量の把握
	第2節 河川の維持流量の確保	1 河川の維持流量の確保 ■ 許可水利権の取水量の確認
	第3節 地下水の涵養	1 森林 2 農産部 3 都市部 ■ 間伐を中心とした森林整備、上下流一体となった取組、水源涵養保安林の指定 ■ 中山間地域直接支払事業等による耕作放棄地の発生防止、遊休農地の利用促進 ■ 雨水貯留移設等地下浸透設備の普及推進、多自然型川づくりの推進
	第4節 水源地域の保全	1 水源地域における土地取引の把握 2 水源地域の公的関与 ■ 保全が必要な水源地域における土地取引の事前把握、適正な土地利用の助言 ■ 水源地域内の民有地の保安林指定、協定締結等の公的管理の推進
	第5節 地下水利用のルールづくり	1 地下水利用のルールづくり ■ 地下水の適正な利用が図られるように市町村の支援
	第6節 水の利活用	1 地下水の利活用 2 自然エネルギーの普及促進 3 節水と水の再利用 4 災害時の地下水の利用 5 水道事業の安定的な経営 ■ 水環境との調和を図りつつ、地域ごとの特性・地域資源を活かした企業誘致 ■ 周辺環境に配慮しつつ小水力発電や地下水利用の普及推進 ■ 各戸への雨水貯留施設の設置促進、下水道処理場における処理水の有効利用促進 ■ 災害時に飲料水等を確保することができるような給水体制の整備 ■ 水道に関する情報提供、県地域防災計画に基づく対応、水道事業者の施設整備支援
第2章 安心安全な水	第1節 浄化対策	1 河川 2 湖沼 3 地下水 ■ 地域協働による水生生物及び周辺環境の維持管理、多自然型川づくりの推進 ■ 諏訪湖・野尻湖の湖沼水質保全による非特定汚染源対策、特定汚染源対策 ■ 適切な森林整備及び環境にやさしい農業の推進、事業場に対する立入検査の実施
	第2節 水質監視	1 河川、湖沼 2 地下水 3 水道水源 ■ 水質測定計画に基づく水質常時監視の実施(河川、湖沼、地下水) ■ ゴルフ場、最終処分場が設置されている上流域の水質監視の実施 ■ 地下水の概況調査や継続監視調査の実施、飲用井戸に対する衛生対策の啓発
	第3節 発生源対策	1 特定汚染源 2 非特定汚染源 ■ 生活排水対策、処理浄化槽の適正な維持管理及び産業廃棄物の適正処理の推進 ■ 環境にやさしい農産物認証制度の普及促進、廃棄物の不法投棄対策の推進
	第4節 水に関する危機管理(リスクマネジメント)対策	1 水に関する危機管理対策 ■ 水道水中の放射性濃度の定期検査の実施、防災対策
第3章 環境適な保全	第1節 水辺地、水辺空間の保全	1 親水性に優れた水辺づくり 2 自然との共生 ■ 多自然型川づくり及び親しみやすい水辺整備の推進、住民との協働による維持管理 ■ 多自然型川づくりの推進、溪流環境に配慮した砂防事業の推進
	第2節 水辺地における生態系の保全	1 豊かな生物多様性の確保 ■ 外來種対策、生態系に配慮した河川改修、地域の固有種への配慮
	第3節 環境教育、環境学習の推進	1 学習機会の充実 ■ 水生生物の観察、下流の住民等による水源地の見学、森林(もり)の里親促進事業
	第4節 快適な水辺環境の維持	1 住民やNPO等地域活動主体との協働と意見の共有等 2 情報発信 ■ 地域住民の意見を反映した河川・砂防事業、河川美化活動、環境評価制度の運用 ■ ポスター・標語コンクールによる啓発、水の週間・河川愛護月間における広報活動
	第5節 地域の水文化の継承	1 地域の水文化の継承 ■ 水にかかわる伝統行事の情報発信

第4編 地域別水環境保全目標

10圏域

第5編 行動指針

- ①共通項目 8項目
- ②家庭 16項目
- ③事業者 ○工場、事業場 11項目
○農林漁業 7項目

第6編 達成目標(第5次計画)

- 1 水環境保全目標**
- (1)水量維持目標
千曲川1地点、犀川1地点
- (2)水質保全達成目標
- ①河川BOD
 - ②湖沼COD
 - ③地下水
 - ④ダイオキシン類、水質、底質
 - ⑤健康項目(河川)
 - ⑥健康項目(湖沼)
 - ⑦水道水源ダム湖
- (3)水環境保全の方針に係る達成目標